

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和7年12月12日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

## 1 一般競争入札に付する事項

本件調達の対象となる設備は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第50条第1項に定める特定重要設備に該当し、発注者は同項の特定社会基盤事業者に該当する。そのため、経済安全保障推進法の規定に則って、経済安全保障推進法に基づく審査を受ける必要がある。落札者は、特定社会基盤事業者から特定重要設備の供給者に関する事項について提出を求められることとなる。

特定社会基盤事業者は、落札・契約後であっても、経済安全保障推進法の審査の結果として、追加的な対応が求められることや導入を「中止すべきこと」等の勧告を受ける場合がある。そのため、落札者は、落札・契約後であっても、特定社会基盤事業者から追加的な対応を求められる可能性があるほか、他に手段がないときは契約解除をされる可能性がある。

### (1) 委託件名

松ヶ崎浄水場 運転監視等業務委託

### (2) 委託の内容等

仕様書のとおり

### (3) 契約期間

契約の日から令和13年3月31日まで

ただし、運転監視等業務委託の履行期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

### (4) 委託場所

松ヶ崎浄水場 他

## 2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者で、競争入札の参加資格があると認められた者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）において京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成22年度以降に国内において、1日当たりの処理能力が86,500m<sup>3</sup>以上の水道法に規定する浄水場における運転管理業務を元請（共同施工の場合は、代表者に限る。）として履行した実績を有すること。実績については、契約期間が3年以上（契約期間が3年に満たない同一の業務を、複数回、継続して履行し、通算の契約期間が3年以上となった場合も可とする。）で、申請日において履行済みのものに限る。

なお、3年以上履行済みであれば、現に履行中のものも可とする。

- (4) 以下の本件業務の履行に必要な資格基準を満たす基準人員数以上の人員を専任で配置することができること。

なお、配置予定の業務総括責任者、副総括責任者、主任については、常勤の自社工員であり、かつ、入札日において引き続き3か月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する人員の変更については、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるときを除いて認められない。

また、履行期間中の交代は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき、又は、受注者の責によらない大幅な履行期間延長があった場合、履行期間が多年に及ぶ場合等で、業務の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したときを除いて認められない。

#### ア 業務総括責任者

水道法に規定する浄水施設における運転管理業務の実務経験を7年以上有し、かつ以下の（ア）から（ウ）に挙げる要件のいずれかを満たすこと。

- (ア) 水道法に規定する浄水施設（施設能力86,500m<sup>3</sup>/日以上）における運転管理業務で、業務総括責任者または副総括責任者として、3年以上の経験を有する者

- (イ) 水道浄水施設管理技士（２級以上）の資格を有する者
- (ウ) 水道技術管理者（水道法施行令第６条に基づく）の資格を有する者

イ 副総括責任者

水道法に規定する浄水施設における運転管理業務の実務経験を５年以上有し、かつ以下の（ア）から（ウ）に挙げる要件のいずれかを満たすこと。

- (ア) 水道法に規定する浄水施設（施設能力８６，５００ $\text{m}^3$ /日以上）における運転管理業務で、業務総括責任者または副総括責任者として、２年以上の経験を有する者
- (イ) 水道浄水施設管理技士（２級以上）の資格を有する者
- (ウ) 水道技術管理者（水道法施行令第６条に基づく）の資格を有する者

ウ 主任

水道法に規定する浄水施設（施設能力８６，５００ $\text{m}^3$ /日以上）における運転管理業務の実務経験を３年以上有すること。各班には１名以上の主任を配置し、配置人員全体で３名以上の主任を配置すること。

なお、総括責任者及び副総括責任者は主任不在時に主任業務を代理で行うことができるものとする。

(5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d その他業務を執行する者であつて、aからcまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

### 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

(1) 本件入札に関する問合せ先

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局総合庁舎2階

京都市上下水道局総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）

（電話 075-672-7726 FAX 075-682-0286）

ホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html>

(2) 交付期間

この公告の日から令和7年12月26日（金）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付するほか、(1)のホームページにも掲載する。

4 入札方法及び競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 入札方法

入札は次のア又はイのいずれかの方法による。

なお、入札者は他の者に入札を代理させ、又は代行させてはならない(ただし、本市に委任状等を提出している場合又は入札者が属する法人若しくは商店等の従業員が入札者の意思に従って入札データを送信し、又は入札書を送付する場合はこの限りではない)。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法(以下この方法により入札しようとする者を「インターネット利用者」という。)

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード(規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が、契約会計課に設置する入札端末機(規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法(以下この方法により入札しようとする者を「端末機利用者」という。)

(2) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

上記2(3)及び(4)に掲げる条件を証明する書類

(3) 申請書類の提出方法

(1)の入札方法の別により、以下のとおり申請書類を提出すること。

ア インターネット利用者は、電子入札システムから必要事項を入力し、申請書類を送信すること。

イ 端末機利用者は、3(1)の場所へ持参、又は書留郵便を提出期限までに到着させること。

ウ 提出期限

この公告の日から令和7年12月26日（金）午後5時まで（ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

#### (4) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、令和8年1月8日（木）までに、インターネット利用者については、確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。また、端末機利用者については、一般競争入札参加資格確認通知書により結果を連絡する。

なお、入札の前に入札参加者の数及び商号（法人にあつては名称）の公表は行わない。

#### (5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、令和8年1月13日（火）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、令和8年1月15日（木）までに説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

#### (6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

#### (7) 入札の辞退について

一般競争入札参加資格確認申請書の提出後において、入札に参加できない事情が発生した場合等、入札書の提出前に限り、辞退することができる。

なお、インターネット利用者及び端末機利用者は入札期間に「辞退」と必ず入力し、送信すること。上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として入札参加資格停止等の措置を行う。

### 5 仕様書に対する質問期限及び回答期日

(1) 仕様書に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面（様式は問わないものとする。）を令和7年12月26日（金）までに、3(1)の場所へ提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。）。

(2) 管理者は、(1)による質問を受けたときは、令和8年1月8日（木）までに、質問に対する回答書を、ホームページにおいて閲覧できるようにする。

なお、受付期間の経過後は、仕様書に対する質問は受け付けない。

### 6 予定価格及び低入札調査基準価格

入札の前に予定価格及び低入札調査基準価格の公表は行わない。

### 7 入札期間及び開札日時

#### (1) 入札期間

令和8年1月19日（月）、20日（火）及び21日（水）の午前9時から午後5時まで（ただし、端末機利用者については、正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 開札日時

令和8年1月22日（木）午前9時から

なお、落札者に対しては落札結果を、インターネット利用者には電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信し、端末機利用者には電話により通知する。

#### (3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

(4) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から2日(日数の計算に当たっては、休日を除く。)以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面(請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限る。)により行う。

8 入札方法等

- (1) 入札金額は、本件業務委託に要する費用の総価とし、落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

また、契約の締結は、入力又は記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)により総価契約を行う。消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

- (2) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

9 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、落札候補者が10に定める低入札価格調査の要件に該当しない場合、又は、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行が確保できると認める場合は、当該落札候補者を落札者とする。

なお、当該入札者が複数の場合は、抽選によって落札候補者を決定する。

10 低入札価格調査

- (1) 本件入札は低入札価格調査の対象とする。
- (2) 落札候補者が、低入札価格調査の調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合、

低入札価格調査を実施するので、令和8年1月26日（月）午後5時までに、低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」という。）を3(1)の場所に提出すること。低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、3(1)のホームページにおいて掲載する。

- (3) 低入札価格調査の対象である落札候補者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、競争入札参加停止措置を行う。ただし、期日までに調査辞退届を提出した場合は、低入札価格調査資料が提出されたものとみなす。
- (4) 低入札価格調査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わない。この場合、本件入札において、次順位の入札者を、新たに落札候補者とする。新たな落札候補者が、低入札価格調査の調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合には、同様に、低入札価格調査を実施する。この場合における、低入札価格調査資料の提出期限は、契約会計課が連絡した日の翌開庁日から起算して2開庁日目の午後5時までとする。

#### 11 再度入札に関する事項

- (1) 開札の結果、有効な入札のすべてが予定価格を超過した場合は、再度入札を行う。ただし、(4)により、再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わない。
- (2) 再度入札を行う場合は、電子入札システムにより入札参加者（(4)のいずれかに該当する者は除く。）に次の事項を通知する（端末機利用者については、電話連絡のうえ、FAX又は電子メールにより通知する。）。
  - ア 再度入札を行う旨
  - イ 再度入札の入札期間
  - ウ 再度入札の開札予定日時
  - エ 当初入札における、予定価格を上回る入札金額のうち、予定価格に最も近い入札金額
- (3) 再度入札は1回限りとする。
- (4) 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。
  - ア 当初入札に参加しなかった者
  - イ 当初入札において無効の入札を行った者
- (5) (2)の通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本市は

一切の責めを負わない。

(6) 再度入札は、京都市電子入札システムにより行う。ただし、端末機利用者については、再度入札書（別途様式を指定する。）により紙入札を行うものとする。

(7) 再度入札により落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から契約会計課のホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 規程第12条各号（第3号を除く。）に該当するとき。

(2) 虚偽の申請により参加資格があると認めた者が入札を行ったとき。

(3) 同一の入札案件について、入札者が他の入札者の入札を代理し、若しくは代行したとき、又は他の入札者に入札を代理させ、若しくは代行させたとき。

(4) 同一の入札案件について、入札者が他の入札者の代理人又は代行者に、代理させ又は代行させたとき。

## 13 禁止事項

(1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。

(2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。

(3) (1)及び(2)の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による当局の承諾を得た場合は適用しない。

## 14 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。

(2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

本件入札に係る公告、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、3(1)に掲げる契約会計課のホームページに、本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の3開庁日前までに行う。

(6) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(7) 本件は、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」）の提出が必要となる公契約であることから、受注者は、契約締結後2か月以内に報告書を提出すること。また、本件に係る下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出すること。

(8) 本件の受注者は、SDGsをはじめとする持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取り組みに努めるものとし、契約後2か月以内にその旨を宣言する文書を提出すること。

上記の文書の詳細（SDGsをはじめとする「持続可能な社会」の実現へ!）について掲載しているホームページのアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000319861.html>

(9) 履行期間中に労務費の変動がある場合は、履行期間の2年目以降（履行開始日から13か月目以降に限る。）において、仕様書に記載の条件に従って契約変更を行うものとする。

(10) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。

（上下水道局総務部契約会計課）